

## 品質管理基準及び規格値

\*試験区分 ……

必須 : 現場における検収時に実施する試験項目  
 その他 : 試験成績表、ミルシートで確認でき、必要に応じて現場検収を行う試験項目

\*検査方法 …… 品質

確認 : 目視(検測)により検査を行うもの  
 照合 : 品質試験表等で照合を行い検査を行うもの  
 試験 : 監督員立会いのもとで試験を行うもの

数量

出来形 : 施工後に数量を検査するもの  
 検量 : 材料検査時に数量を検査するもの

※数量について、項目と状況が異なる場合は都度監督職員と協議の上、決定すること。

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
土・石材	たたき粘土	材料	その他	照合	検量	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	着手時及び土質の変化したとき。	
						土粒子の密度試験	JIS A 1202			
						土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		
						土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。		
	土舗装材	材料	その他	照合	検量	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	着手時及び土質の変化したとき。	
						土粒子の密度試験	JIS A 1202			
						土の含水比試験	JIS A 1203			
	クレー舗装材	材料	その他	照合	検量	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	着手時及び土質の変化したとき。	
						土粒子の密度試験	JIS A 1202			
						土の含水比試験	JIS A 1203			
		材料	その他	照合	出来形	硬度	プロクター・ノール	陸上競技場 50～110  野球場 30～80  テニスコート 40～110	1000㎡ごと	
	アンツーカー舗装材	材料	その他	照合	検量	物性値・成分値は製造者からの試験表による。		試験表の確認		

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
土・石材	アンツーカー舗装材	材料	その他	照合	検量	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・路体:着手時及び土質の変化したとき。 ・路床:含水比の変化が認められたとき。	
						粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-45	細長、あるいは扁平な石片:10%以下		
	材料	その他	照合	出来形	硬度	プロクターニール	陸上競技場 80~150  テニスコート 60~120	1,000㎡ごと		

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
土・石材	舗装用石材 積み・張り用石材	材料	その他	照合	検量	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地ごとに着手時及び岩質の変化したとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・500m<sup>3</sup>以下は監督職員承諾を得て省略できる。</li> <li>・参考値:                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・硬石:約2.7~2.5g/cm<sup>3</sup></li> <li>・準硬石:約2.5~2g/cm<sup>3</sup></li> <li>・軟石:約2g/cm<sup>3</sup>未満</li> </ul> </li> </ul>
						岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地ごとに着手時及び岩質の変化したとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・500m<sup>3</sup>以下は監督職員承諾を得て省略できる。</li> <li>・参考値:                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・硬石:5%未満</li> <li>・準硬石:5%以上15%未満</li> <li>・軟石:15%以上</li> </ul> </li> </ul>
						岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地ごとに着手時及び岩質の変化したとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・500m<sup>3</sup>以下は監督職員承諾を得て省略できる。</li> <li>・参考値:                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・硬石:4903N/cm<sup>2</sup>以上</li> <li>・準硬石:980.66N/cm<sup>2</sup>以上</li> <li>4903N/cm<sup>2</sup>未満</li> <li>・軟石:980.66N/cm<sup>2</sup>未満</li> </ul> </li> </ul>
						岩石の形状	JIS A 5006	薄っぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 以下のものは1工事2回実施する。	500m <sup>3</sup> 以下は監督職員承諾を得て省略できる。

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要	
				品質	数量						
土・石材	火山砂利	材料	その他	照合	検査	最大乾燥密度の測定	JIS A 1210 (試験方法E法)	30%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取地ごとに1回及び採取地の変わった場合にはその都度測定する。</li> <li>・突固め試験は骨材の最大寸法を取り除いて行う。</li> <li>・生産者等の試験成績結果によることができる。</li> </ul> (ただし、試験実施日が施行期間を著しくずれていない場合に限る。)		
						修正CBRの測定	舗装試験便覧 路盤材料の修正 CBR試験				
						骨材のふるい分け試験	5mm以下 JIS A 1102	9~15%以下			
						骨材の洗い試験					
						粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	45%以下			<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取地ごとに1回。</li> <li>・生産者等の試験成績結果によることができる。</li> </ul> (ただし、試験実施日が施行期間を著しくずれていない場合に限る。)
						骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下			
						凍上試験					
						強熱減量試験					
						土の透水試験	JIS A 1218	特記仕様書による。			
						骨材のふるい分け試験	5mm以下 JIS A 1102	9~15%以下			
骨材の洗い試験											
造園材料	客土	材料	必須	照合	検査	pH(H2O)	簡易ph計	4.5~8.0			
						有害物質	電気伝導度 (ECメーター)	0.1~1.0mS/cm			

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要
				品質	数量					
造園材料	高木	材料	必須	確認	検量	高さ(H)	計測用具による計測	設計値 $\leq$ H	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督職員との協議により決定する。	
						幹周(C)	計測用具による計測	設計値 $\leq$ C<上位階級の寸法		
						枝張(W)	計測用具による計測	設計値 $\leq$ W		
	中低木	材料	必須	確認	検量	高さ(H)	計測用具による計測	設計値 $\leq$ H<上位階級の寸法値	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督職員との協議により決定する。	
						枝張(W)	計測用具による計測	設計値 $\leq$ W		
	特殊樹木	材料	必須	確認	検量	高さ(H)	計測用具による計測	設計値 $\leq$ H	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。	
						幹周(C)	計測用具による計測	設計値 $\leq$ C<上位階級の寸法		
						枝張又は尺(W)	計測用具による計測	設計値 $\leq$ W		
	地被類	材料	必須	確認	検量	莖長(L)	計測用具による計測	設計値 $\leq$ L	設計数量の1%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督職員との協議により決定する。	
						芽立	目視	設計値 $\leq$ 芽立数		

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
木材 (屋外製品部材)		材料	その他	照合	検査	木材保存剤	JIS K 1570			公益社団法人日本木材保存協会認定薬剤  ※「自然公園等施設技術指針_施設の長寿命化_環境省」を参照。
						木質材料の加圧式保存処理方法	JIS A 9002	標準として 前排气 減圧0.08以上 加圧 1.2以上 後排气 減圧0.08以上		保存処理の性能区分(JAS K4又はAQ1種)を満たす処理条件とする。
						木材含水率	JIS A 9002	注入処理前に原則としてロットの平均含水率を30%以下に調整した※木材。  ※30%以下でなくても注入処理に適するように含水率を調整した木質材料と判断される場合、この限りでない。		
						保存処理	JAS AQ	性能区分としてJAS K4又はAQ1種と※同等品であること。		※カラマツ等浸透性の悪い樹種はJAS K4, AQ1種を満足させることは困難であるため、別途監督職員と協議を行うこと。  ※「自然公園等施設技術指針_施設の長寿命化_環境省」を参照。  ・性能評価基準については「優良木質建材等品質性能評価基準_公益財団法人日本住宅・木材技術センター」を参照。

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要	
				品質	数量						
土木材料	セメント・コンクリート	材料	必須	照合	検査	アルカリ骨材反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6箇月以上及び産地が変わった場合。		
				その他(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	照合	検査	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
					照合	検査	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下(砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値について摘要を参照。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)
					照合	検査	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試験 区分	検査 方法		試験(測定)項目	試験(測定) 方法	規格値	試験(測定)基準	摘 要	
				品 質	数 量						
土 木 材 料	セメント・コンクリート	材 料	そ の 他 (JIS マ ー ク 表 示 さ れ た レ ー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	照 合	検 量	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下)スラグ骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(但し、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	/	
						砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		・濃い場合はJIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
						モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		
						骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		
						硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6箇月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘 要
				品質	数量					
土木材料	セメント・コンクリート	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	照合	検査	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回 ／月以上	
						ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		
						練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回 ／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
							回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘 要	
				品質	数量						
土木材料	セメント・コンクリート	製造(プラント)	その他(JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	照合	検査	計量設備の計量精度	/	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和剤:±2%以内 (高炉スラグ微粒粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6箇月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
						ミキサの練混ぜ性能試験		バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床板、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)
								連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	
						細骨材の表面水率試験		JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
					粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上			

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
土 木 材 料	セメント・コンクリート	施 工	必 須	試 験	検 量	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	<p>コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする。)試験の判定は3回の測定値の平均値。</p>	<p>小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・骨材に海砂を使用する場合は「海砂の塩化物イオン含有試験方法」(JSCE-C502-2013、503-2007)又は設計図書の規定により行う。</li> <li>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</li> </ul> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床板、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
土 木 材 料	セメント・コンクリート	施 工	必 須	試 験	検 量	単位水量測定	<p>「レディーミストコンクリートの品質確保について」(「レディーミストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」)</p> <p>1)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>の範囲にある場合は、そのまま施工してよい。</p> <p>2)測定した単位水量が、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>を超え、±20kg/m<sup>3</sup>の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>3)配合設計±20kg/m<sup>3</sup>の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m<sup>3</sup>以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m<sup>3</sup>以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>なお、管理値又は指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p>	<p>100m<sup>3</sup>/日以上の場合：2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m<sup>3</sup>～150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。</p>	<p>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m<sup>3</sup>、40mmの場合は165kg/m<sup>3</sup>を基本とする。</p>	

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
土 木 材 料	セメント・コンクリート	施 工	必 須	試 験	検 量	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未 満:許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以 下:許容差±2.5cm スランブ2.5cm:許容差± 1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要 度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸 し時に品質変化が認められた とき。	小規模工種※で1工種当たり の総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場 合は1工種1回以上の試験、 又はレディーミクストコンクリ ート工場の品質証明書等のみと することができる。1工種当たり の総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場 合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を 行う。 ・骨材に海砂を使用する場 合は「海砂の塩化物イオン含有 試験方法」(JSCE-C502- 2013、503-2007)または設計 図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構 造物の場合は省略できる。  ※小規模工種とは、以下の工 種を除く工種とする。(橋台、橋 脚、杭類(場所打杭、井筒基礎 等)、橋梁上部工(桁、床板、高 欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、 函渠工、樋門、樋管、水門、水 路(内幅2.0m以上)、護岸、ダ ム及び堰、トンネル、舗装、そ の他これらに類する工種及び 特記仕様書で指定された工 種)
						コンクリートの圧縮強度 試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定し た呼び強度の85%以上 であること。 3回の試験結果の平均 値は、指定した呼び強度 以上であること。 (1回の試験結果は、3 個の供試体の試験値の 平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要 度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、なお、テス トピースは打設場所で採取し、 1回につき6個(σ7...3個、σ 28...3個)とする。 ・早強セメントを使用する場 合には必要に応じて1回につき3 個(σ3)を追加で採取する。	
						空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要 度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸 し時に品質変化が認められた とき。	
						コンクリートの曲げ強度 試験	JIS A 1106	1回の試験結果は指定し た呼び強度の85%以上 であること。 3回の試験結果の平均 値は、指定した呼び強度 以上であること。 (1回の試験結果は、3 個の供試体の試験値の 平均値)	打設日1につき2回(午前・午 後)の割合で行う。なお、テス トピースは打設場所で採取し、1 回につき原則として3個とす る。	

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
土 木 材 料	セメント・コンクリート	施 工	そ の 他	試 験	検 査	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合 に行う。	/
						コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112			
		施 工 後 試 験	必 須	試 験	出 来 形	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。
					テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3箇所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)。また、再調査の平均強度が所定の強度が得られない場合、又は1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
土 木 材 料	セメント・コンクリート	施 工 後	そ の 他	試 験	出 来 形	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、又は1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。
						配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左
						強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要
				品質	数量					
園路広場整備工	下層路盤	材料	必須	照合	検査	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	粒状路盤:修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方……20cm 東北地方………30cm その他の地方…40cm	施工前、材料変更時	/
						骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		
						土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下		
						鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-16	1.5%以下		
						道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし		
						粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材はすりへり量が50%以下とする		
									・鉄鋼スラグには適用しない。  ・CS:クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。  /	
										・再生クラッシュランに適用する。

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
園路広場整備工	下層路盤	施工	必須	試験	出来形	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧[4]-185  砂置換法(JIS A 1214)  砂置換法は、最大 粒径が53mm以下 の場合のみ適用で きる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上  歩道箇所:設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値を外れた場合は、更に3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	/
						ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧[4]-210		・全幅、全区間で実施する。	
						平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。(1,000㎡未満については2回実施。)	
			検査	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下					
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。					
		その他								

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要	
				品質	数量						
園路広場整備工	上層路盤	材料	必須	照合	検量	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	施工前、材料変更時	/	
						鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	修正CBR 80%以上			・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
						骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			/
						土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1206	塑性指数PI:4以下			・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。
						鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧[4]-10	呈色なし			・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
						鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-16	1.5%以下			
						鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-12	1.2Mpa以上(14日)			・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
						鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧[2]-106	1.50kg/L以上			・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
		材料	その他	照合	検量	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下		・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要					
				品 質	数 量										
園路広場整備工	上層路盤	材 料	そ の 他	照 合	検 量	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	施工前、材料変更						
						施 工	必 須	試 験	出 来 形	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-185 砂置換法(JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値を外れた場合は、更に3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。		
										検 量	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	2.36mmふるい: ±15%以内	定期的又は随時(1回~2回/日)	
											粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μmふるい: ±6%以内		
		施 工	そ の 他	試 験	出 来 形	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。					
						検 量	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下	観察により異常が認められたとき。					
							含水比試験	JIS A 1203	設計図書による						

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要		
				品質	数量							
園路広場整備工	アスファルト安定処理路盤	施工	その他	試験	出来形	アスファルト舗装に準じる						
	セメント安定処理路盤	材料	必須	照合	検量	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-38	下層路盤:一軸圧縮強度[7日間] 0.98Mpa 上層路盤:一軸圧縮強度[7日間] 2.9Mpa(アスファルト舗装)、2.0Mpa(セメントコンクリート舗装)	施工前、材料変更時。	・安定処理材に適用する。		
						骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	下層路盤:10%以上 上層路盤:20%以上				
						土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧[4]-103	下層路盤 塑性指数PI:9以下 上層路盤 塑性指数PI:9以下				
		施工	必須	試験	出来形	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-185  砂置換法(JIS A 1214)  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所:設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値を外れた場合は、更に3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。			
						検量	粒度(2.36mmフルイ)	JIS A 1102			2.36mmふるい: ±15%以内	定期的又は随時(1回~2回/日)
						検量	粒度(75µmフルイ)	JIS A 1102			75µmふるい: ±6%以内	異常が認められたとき

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要
				品質	数量					
園路広場整備工	セメント安定処理路盤	施工	その他	試験	検査	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。	
						セメント量試験	舗装調査・試験法便覧[4]-213,[4]-218	±1.2%以内		
	アスファルト舗装	材料	必須	照合	検査	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	
						骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率:3.0%以下		
						骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下		
						粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-45	細長、あるいは扁平な石片:10%以下		
						フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による		
						フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		
						フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下		
						フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧[2]-65	50%以下		
	材料	その他	照合	検査					・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
園路広場整備工	アスファルト舗装	材 料	そ の 他	照 合	検 量	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧[2]-59	3%以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。
						フィラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法 便覧[2]-61	1/4以下		
						製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧[2]-77	水浸膨張比:2.0%以下		
						製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度:2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率:3.0%以下		
						粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すりへり量 碎石:30%以下 CSS:50%以下 SS:30%以下		
						硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下		
						針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4		
						軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3		

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
園路広場整備工	アスファルト舗装	材 料	そ の 他	照 合	検 量	伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	施工前、材料変更時	
						トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4		
						引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4		
						薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4		
						蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1		
						密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4		

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要	
				品質	数量						
園路広場整備工	アスファルト舗装	材料	その他	照合	検量	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4	施工前、材料変更時	/	
						60°C粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-192				
						タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3			
	プラント	必須	照合	検量	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	2.36mmふるい:±12%以内基準粒度	定期的又は随時	/		
					粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μmふるい:±5%以内基準粒度				
					アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量:±0.9%以内				
					温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度	随時			
	プラント	その他	照合	検量	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-57	設計図書による。	設計図書による。			アスファルト混合物の耐剥離性の確認。
					ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-39					アスファルト混合物の耐流動性の確認。
					ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-17					アスファルト混合物の耐摩耗性の確認。

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要	
				品質	数量						
園路広場整備工	アスファルト舗装	舗設現場	必須	試験	出来形	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-91	基準密度の93%以上 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所:設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値を外れた場合は、更に3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、又は転圧回数による管理を行う。	
						温度測定(初転圧前)	温度計による	110℃以上	随時		測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)
						外観検査(混合物)	目視				
			すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧[1]-84	設計図書による	舗設車線毎200mごとに1回					

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
園路広場整備工	排水性舗装工 透水性舗装工	材料	必須	照 合	検 査	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2 (3)による。	施工前、材料変更時	
						骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉石・製鋼スラグ (SS) 表乾密度:2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率:3.0%以下		
						骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下		
						粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-45	細長、又は偏平な石片:10%以下		
						フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2 (4)による。		
						フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		
		材料	その他	照 合	検 査	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下		
						フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧[2]-65	50%以下		

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
園路広場整備工	排水性舗装工 透水性舗装工	材 料	そ の 他	照 合	検 量	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-77	水浸膨張比:2.0%以下	施工前、材料変更時	
						粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉石・製鋼スラグ(SS):30%以下		
						硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下		
						針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上		

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
園路広場整備工	排水性舗装工 透水性舗装工	材 料	そ の 他	照 合	検 量	軟化点試験	JIS K 2207	80℃以上	施工前、材料変更時	
						伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)		
						引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上		
						薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下		
						薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上		
						タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法 便覧[2]-244	タフネス:20N・m		
						密度試験	JIS K 2207			

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要		
				品 質	数 量							
園路広場整備工	排水性舗装工 透水性舗装工	プ ラ ン ト	必 須	照 合	検 量	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧[2]-14	2.36mmふるい: ±12% 以内基準粒度	定期的又は随時。	/		
						粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧[2]-14	75μmふるい: ±5%以 内基準粒度				
						アスファルト量抽出粒度 分析試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-238	アスファルト量: ±0.9% 以内				
						温度測定(アスファルト・ 骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混 合温度。			随時	
				そ の 他			水浸ホイールトラッキング 試験	舗装調査・試験法 便覧[3]-57	設計図書による。		設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性 の確認。
							ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧[3]-39			アスファルト混合物の耐流動性 の確認。	
							ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧[3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性 の確認。	
							カンタブロ試験	舗装調査・試験法 便覧[3]-111			アスファルト混合物の骨材飛散 抵抗性の確認。	

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
園路広場整備工	排水性舗装工 透水性舗装工	舗設現場	必須	照合	出来形	温度測定(初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)
						現場透水試験	舗装調査・試験法便覧[1]-122	X <sub>10</sub> 1,000mL/15sec以上 X <sub>10</sub> 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000㎡ごとに実施。	
						現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-97	基準密度の94%以上。 X <sub>10</sub> 96%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上 歩道箇所:設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足するものとするが、X <sub>3</sub> が規格値を外れた場合は、更に3個のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい。	
						外観検査(混合物)	目視		随時	

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
敷地造成工	路床安定処理工	材 料	必 須	照 合	出 来 形	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	着手時及び土質の変化したとき。	
						CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-155,[4]-158	設計図書による。		

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要
				品質	数量					
敷地造成工	路床安定処理工	施工	必須	照合	出来形	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法(JIS A 1214)	設計図書による。	500 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 $\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	/
							最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法			
							RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位的面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 $\text{m}^2$ 未満: 5点 ・500 $\text{m}^2$ 以上1,000 $\text{m}^2$ 未満: 10点 ・1,000 $\text{m}^2$ 以上2,000 $\text{m}^2$ 未満: 15点	
「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とする。また、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	/							

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要									
				品質	数量														
敷地造成工	路床安定処理工	施工	必須	試験	出来形	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。									
						現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線毎に延長40mにつき1回の割合で行う。										
											含水比試験	JIS A 1203	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。						
															たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227(ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。	
土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	着手時及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。															

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要
				品質	数量					
敷地造成工	表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	照合	出来形	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法(JIS A 1214)	設計図書による。	500 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 $\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	/
							最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法			
							RI計器を用いた土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位的面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 $\text{m}^2$ 未満: 5点 ・500 $\text{m}^2$ 以上1,000 $\text{m}^2$ 未満: 10点 ・1,000 $\text{m}^2$ 以上2,000 $\text{m}^2$ 未満: 15点	
「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とする。また、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	/							

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要						
				品質	数量											
敷地造成工	表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	試験	出来形	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。						
						施工	その他	試験			出来形	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。	
												現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。		
												含水比試験	JIS A 1203			500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。
												たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227 (ベンゲルマンビーム)			

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要
				品質	数量					
敷地造成工	固結工	材料	必須	照合	検量	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを。	着手時及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。ボーリング等により供試体採取する。
						ゲルタイム試験			着手時及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。
	施工	必須	照合	検量	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
						土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度ごとに3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要		
				品質	数量							
仮設工	アンカー工	施工	必須	試験	出来形	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)／日			
						モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		練混ぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			
						適正試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)		設計アンカー力に対して十分に安全であること。		・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。
						確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)		設計アンカー力に対して十分に安全であること。		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。
		施工	その他	試験	出来形	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験結果をもとに、監督職員と協議し行う必要性の有無を判断する。		

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要
				品質	数量					
擁壁工	補強土壁工	材料	必須	照合	出来形	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	着手時及び土質の変化したとき。	
						外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左	
						コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左	
		施工	その他	照合	検量	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。	

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要
				品質	数量					
擁壁工	補強土壁工	施工	必須	照合	出来形	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験JIS A 1210)A・B法)又は90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層当たりの仕上がり厚さを薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	500 $\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 $\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は下記の通りとする。(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上かつ最少90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上
							RI計器を用いた土の締固め管理要領(案)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)又は92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210C・D・E法での管理は標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層当たりの仕上がり厚を薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 $\text{m}^2$ 未満:5点 ・500 $\text{m}^2$ 以上1,000 $\text{m}^2$ 未満:10点 ・1,000 $\text{m}^2$ 以上2,000 $\text{m}^2$ 未満:15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は下記の通りとする。(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上かつ最少90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とする。また、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要
				品質	数量					
法面工	吹付工	材料	必須	照合	検量	アルカリ骨材反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前1回/6箇月以上及び産地が変わった場合。	
				その他(「JISマーク表示されたレディミックス」を使用する場合は除く)	照合	検量	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要	
				品質	数量						
法面工	吹付工	材料	その他( J I S マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	照合	検量	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下(砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケル細骨材、銅スラグ骨材の規格値について摘要を参照。)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	
						骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒径判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下)スラグ骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)
						モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上。			

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要	
				品質	数量						
法面工	吹付工	材料	その他 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	照合	検量	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		
						砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		・濃い場合はJIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
						硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6箇月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
						セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
						ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘 要
				品質	数量					
法 面 工	吹付工	材 料	そ の 他 (JIS マ ー ク 表 示 さ れ た レ ー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	照 合	検 量	練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308 附属書C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
							回収水の場合: JIS A 5308 附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上		

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試験 区分	検査 方法		試験(測定)項目	試験(測定) 方法	規格値	試験(測定)基準	摘 要
				品 質	数 量					
法 面 工	吹付工	は 製 造 く ( プ ラ ン ト ) ( J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ ディー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合	必 須	照 合	検 査	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。
						粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上	
			そ の 他	照 合	検 査	計量設備の計量精度	/	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和剤:±2%以内 (高炉スラグ微粒粉末の 場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6 箇月以上	レディーミクストコンクリートの 場合、印字記録により確認を 行う。 ・急結剤は適用外
					連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル 単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗 骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/ 年以上			

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
法 面 工	吹付工	施 工	そ の 他	試 験	検 量	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする。)試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は「海砂の塩化物イオン含有試験方法」(JSCE-C502-2013、503-2007)又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床板、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)
						スランプ試験 (モルタルを除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm		

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
法 面 工	吹付工	施 工	必 須	試 験	出 来 形	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準 JSCEF561-2013	3本の強度の平均値が 材齢28日で設計強度以 上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配 置された型枠に工事で使用する のと同じコンクリート(モルタル) を吹付け、現場で28日養生 し、直径50mmのコアを切取り キャッピングを行う。原則として 1回に3本とする。	小規模工種※で1工種当たり の総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場 合は1工種1回以上の試験、 又はレディーミクストコンクリ ート工場の品質証明書等のみと することができる。1工種当 たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の 場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行 う。
						空 気 量 測 定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要 度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸 し時に品質変化が認められた とき。	※小規模工種については、塩 化物総量規制の項目を参照。

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要		
				品質	数量							
法面工	現場吹付法砕工	材料	必須	照合	検量	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」平成14年7月31日付け国官技112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6箇月以上及び産地が変わった場合。			
						骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		
						骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下(砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値について摘要を参照。			JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂 JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材 JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材 JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	
						骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒径判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下)スラグ骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)				工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試験 区分	検査 方法		試験(測定)項目	試験(測定) 方法	規格値	試験(測定)基準	摘 要
				品 質	数 量					
法 面 工	現場吹付法砕工	材 料	そ の 他 (JIS マ ー ク 表 示 さ れ た レ ー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	照 合	検 量	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合はJIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
						骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下		
						硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6箇月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
						モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上。	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
						セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	
						ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
法 面 工	現場吹付法砕工	材 料	そ の 他 (JIS マ ー ク 表 示 さ れ た レ デ ィ ー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く )	照 合	検 量	練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道 水以外の水の場合: JIS A 5308附 属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の 量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm 以下 セメントの凝結時間の 差:始発は30分以内、終 結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以 上	工事開始前、工事中1回/年 以上及び水質が変わった場 合。	上水道を使用している場合は 試験に換え、上水道を使用し ていることを示す資料による確 認を行う。
							回収水の場合: JIS A 5308附 属書C	塩化物イオン量:200ppm 以下 セメントの凝結時間の 差:始発は30分以内、終 結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以 上		

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要	
				品 質	数 量						
法 面 工	現場吹付法砕工	製 造 ( プ ラ ン ト )	必 須	照 合	検 査	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
						粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
			使 用 の 他 ( J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ ー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を	照 合	検 査	計量設備の計量精度		/	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和剤: ±2%以内 (高炉スラグ微粒粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6箇月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
					連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下					

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
法 面 工	現場吹付法砕工	施 工	そ の 他	試 験	検 量	塩化物総量規制	「コンクリートの耐 久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午 後にまたがる場合は、午前に1 回コンクリート打設前に行い、 その試験結果が塩化物総量の 規制値の1/2以下の場合は、 午後の試験を省略することが できる。(1試験の測定回数は 3回とする。)試験の判定は3 回の測定値の平均値。	小規模工種※で1工種当たり の総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場 合は1工種1回以上の試験、 又はレディーミクストコンクリ ート工場の品質証明書等のみと することができる。1工種当たり の総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場 合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行 う。 ・骨材に海砂を使用する場 合は「海砂の塩化物イオン含有 試験方法」(JSCE-C502- 2013、503-2007)又は設計図 書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構 造物の場合は省略できる。  ※小規模工種とは、以下の工 種を除く工種とする。(橋台、橋 脚、杭類(場所打杭、井筒基礎 等)、橋梁上部工(桁、床板、高 欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、 函渠工、樋門、樋管、水門、水 路(内幅2.0m以上)、護岸、ダ ム及び堰、トンネル、舗装、そ の他これらに類する工種及び 特記仕様書で指定された工 種)
						スランプ試験 (モルタルを除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未 満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以 下:許容差±2.5cm		

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要
				品質	数量					
法面工	現場吹付法砕工	施工	必須	試験	出来形	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCEF561-2013	設計図書による。	1日6本、吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するものと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャンピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。	・参考値:18N/mm <sup>2</sup> 以上(材齢28日) 小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。
						施工	その他	試験	検量	空気量測定
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。					
		ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。					

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
溶接工	ガス切断工	施工	必須	試験	出来形	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ:50 $\mu$ m以下 二次部材の最大表面粗さ:100 $\mu$ m以下 (ただし、切断による場合は50 $\mu$ m以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRZとする。
						ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材:ノッチがあつてはならない。 二次部材:1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。
						スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付属しているが、痕跡を残さず容易に剥離するもの。		
						上縁の溶け		わずかに丸みを帯びているが、滑らかな状態のもの。		
		施工	その他	試験	出来形	平面度	目視	設計図書による(日本溶接協議会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)		
						ペベル精度	計測器による計測			
						真直度				

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要	
				品 質	数 量						
溶接工	溶接工	施工	必須	試験	出来形	引張試験:開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状:JIS Z3121 1号 試験片の個数:2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等又はそれ以上の条件で溶接施工試験を行いかつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	
						型曲げ試験(19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ):開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホール又はスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。			試験片の形状:JIS Z3122 試験片の個数:2
						衝撃試験:開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)			試験片の形状:JIS Z2242 Vノッチ 試験片の採取位置:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数:各部位につき3
						マクロ試験:開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。			試験片の個数:1

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
溶接工	溶接工	施工	必須	試験	出来形	非破壊検査:開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査 18.4.7内部きず検査の規定による。	同左	試験片の個数:試験片継手全長	<p>・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。</p> <p>・なお、過去に同等又はそれ以上の条件で溶接施工試験を行いかつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p> <p>(非破壊試験を行う者の資格)</p> <p>・磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の試験及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。</p> <p>・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。</p> <p>・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。</p> <p>・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。</p>
					マクロ試験:すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。				

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要
				品質	数量					
溶接工	溶接工	施工	必須	試験	出来形	引張試験:スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm <sup>2</sup> 以上、引張強さは400~550N/mm <sup>2</sup> 、伸びは20%以上とする。ただし、溶接で切れてはいけない。	試験片の形状:JIS B 1198 試験片の個数:3	過去に同等又はそれ以上の条件で溶接施工試験を行いかつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。
						曲げ試験:スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状:JIS Z 3145 試験片の個数:3	
						突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面上きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	・放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要		
				品質	数量							
溶接工	溶接工	施工	必須	試験	出来形	外観検査(割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。		
						外観計上検査(ビード表面のピット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個、又は継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。			検査体制、検査方法を明確にした上で目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	/
						外観形状検査(ビード表面の凹凸)		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。				
						外観形状検査(アンダーカット)		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による。				
外観検査(オーバーラップ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視検査する。	/								

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
溶接工	溶接工	施工	必須	試験	出来形	外観形状検査(すみにく溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-0.1mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視検査により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
						外観形状検査(余盛り高さ)	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げてよい。余盛り高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛り高さ(h[mm]) $B < 15 : h \leq 3$ $15 \leq B < 25 : h \leq 4$ $25 \leq B : h \leq (4/25) \cdot B$			
						外観形状検査(アークスタッド)	・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上。 ・クラック及びスラグ巻込み:あってはならない。 ・アンダーカット:鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上がり高さ:設計値±2mmを超えてはならない。			
						ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格とする。		外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行うものとする。

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要
				品質	数量					
溶接工	ガス圧接	施工前試験	必須	試験	出来形	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視                             <ul style="list-style-type: none"> <li>圧接面の研磨状況</li> <li>垂れ下がり</li> <li>焼き割れ等</li> <li>ノギス等による計測</li> </ul>                             (詳細外観検査)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>軸心の偏心</li> <li>ふくらみ</li> <li>ふくらみの長さ</li> <li>圧接部のずれ</li> <li>折れ曲がり等</li> </ul> </li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。</li> <li>②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。</li> <li>③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</li> <li>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。</li> <li>⑤折れ曲がりの確度が2°以下。</li> <li>⑥著しい垂れ下がり、へこみ、焼き割れがない。</li> <li>⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。</li> </ul> 熱間押抜法の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。</li> <li>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</li> <li>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。</li> <li>④その他有害と認められる欠陥があってはならない。</li> </ul>	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径ごとに自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。</li> <li>(1)直径19mm以上の鉄筋又はSD490以外の鉄筋圧接を行う場合、</li> <li>手動ガス圧接及び熱間押抜ガスを行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</li> <li>特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。</li> <li>自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</li> <li>(2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</li> </ul>

品質管理基準及び規格値

区分	材料・工種	種別	試験区分	検査方法		試験(測定)項目	試験(測定)方法	規格値	試験(測定)基準	摘要
				品質	数量					
溶接工	ガス圧接	施工後試験	必須	試験	出来形	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視</li> <li>圧接面の研磨状況</li> <li>垂れ下がり</li> <li>焼き割れ等</li> <li>ノギス等による計測</li> <li>(詳細外観検査)</li> <li>軸心の偏心</li> <li>ふくらみ</li> <li>ふくらみの長さ</li> <li>圧接部のずれ</li> <li>折れ曲がり等</li> </ul>	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。</li> <li>②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。</li> <li>③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</li> <li>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。</li> <li>⑤折れ曲がりの確度が2°以下。</li> <li>⑥著しい垂れ下がり、へこみ、焼き割れがない。</li> <li>⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視は全数実施する。</li> <li>特に必要と認められたものに対してのみ照査い外観検査を行う。</li> </ul>	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。</li> <li>①は圧接部を切り取って再圧接する。</li> <li>②、③は再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。</li> <li>④は圧接部を切り取って再圧接する。</li> <li>⑤は再加熱して修正する。</li> <li>⑥は圧接部を切り取って再圧接する。</li> </ul>
								<p>熱間押抜法の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。</li> <li>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</li> <li>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。</li> <li>④その他有害と認められる欠陥があってはならない。</li> </ul>		<p>熱間押抜法の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。</li> <li>①、②、③は再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。</li> <li>④は再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。</li> </ul>

品質管理基準及び規格値

区分	材 料 ・ 工 種	種 別	試 験 区 分	検 査 方 法		試 験 (測 定) 項 目	試 験 (測 定) 方 法	規 格 値	試 験 (測 定) 基 準	摘 要
				品 質	数 量					
溶接工	ガス圧接	施工後試験	必須	試験	出来形	超音波探傷検査	JIS Z 3062	<p>・各検査ロットごとに30箇所ランダムサンプリングを行い、超音波探傷を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。</p> <p>ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。</p>	<p>超音波探傷は抜取検査を原則とする。</p> <p>抜取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。</p>	<p>規格値を外れた場合は、以下による。</p> <p>・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外觀検査及び超音波探傷検査を行う。</p>